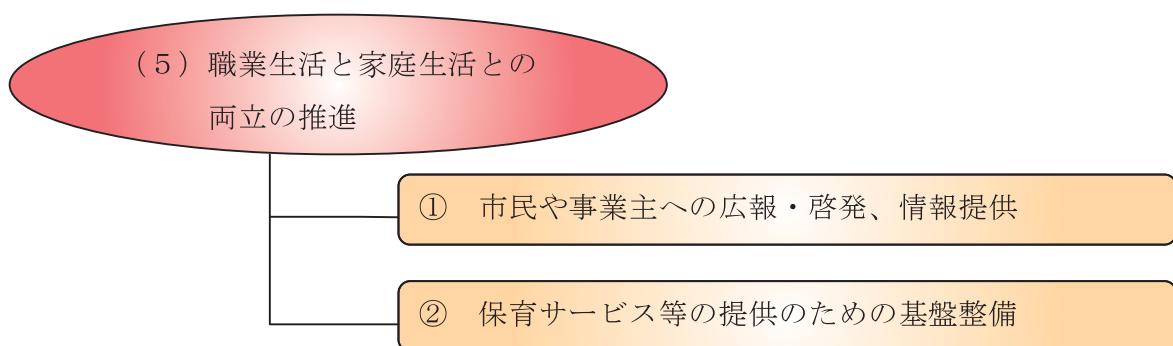


## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることができます。また、職場優先の意識や子育ては女性の役割といった固定的な性別役割分担意識を改め、男女がともに子育てができる働きやすい環境づくりを進めることができます。

そのため、保育サービスや放課後児童健全育成事業※等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進するとともに、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供を積極的に推進します。



### ① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、県、関係団体等と連携をとりながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供に努めます。

(主な施策)

- ・労政広報紙発行等事業
- ・両立支援セミナーの実施
- ・男女共同参画情報誌の発行
- ・にこにこ子育て応援隊支援事業（再掲）など

## ② 保育サービス等の提供のための基盤整備

保育計画に基づく保育所待機児童※解消策や放課後児童健全育成事業※の積極的な推進等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

(主な施策)

- ・保育計画に基づく待機児童解消策の推進（再掲）
- ・多様な保育サービスの推進（再掲）
- ・放課後児童健全育成事業（再掲）
- ・ファミリー・サポート・センター※事業（再掲）など

